

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 6 年 10 月 8 日

収支等命令者

佐賀城本丸歴史館統括副館長 白濱 昌子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和 6 年度佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添「外装木部塗装改修業務委託仕様書」による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県佐賀市内 2-18-1 佐賀城本丸歴史館及びその周囲 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 建設工事及び建設関連業に関する入札参加資格を有する業者（令和 6 年 10 月 4 日現在）であること。
- (2) 佐賀県内に本社があり、かつ佐賀市内に本店、支店または営業所がある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的

- に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

〒840-0041 佐賀市城内 2-18-1

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 企画学芸課 企画担当

電話 0952-41-7550 FAX 0952-28-0220

E-mail:rekishikan@pref.saga.lg.jp

(2) 入札参加届及び関係資料

ア 入札参加届（様式1）

イ 営業概要書（様式2）

(3) 入札関係書類の交付方法

佐賀県のホームページの添付ファイルから入手してください。

(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) 入札説明会

実施しません。

(5) 入札者の求められる義務

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、入札参加届及び関係資料を3（1）まで持参又は郵送すること。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

イ 提出期限 令和6年10月16日（水）午後5時

（郵送の場合については、書留郵便によることとし、令和6年10月16日（水）午後5時まで必着とします。）

(6) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年10月18日（金）午前10時00分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内 2-18-1

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書（様式 3）の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(10) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行なうものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式 4）を提出してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

(11) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は、撤回をすることができません。

(12) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(13) 落札者の決定方法

① 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

② 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。

③ 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(14) 再度入札に関する事項

ア 開札した場合において、前記(14)の規定による落札者がいない場合は、直ちに再度

の入札を行いません。

イ 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とします。

ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行ない、合意を得た場合、その者と契約の締結を行ないます。

(15) 契約条項を示す場所

3（1）に同じ

4 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。